

岐阜県地方競馬組合公正確保に係る内部通報取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令等（岐阜県地方競馬組合（以下「組合」という。）が定める諸規程を含む。）に違反し、若しくは違反するおそれのある行為、その他競馬の公正を害し若しくは害するおそれのある行為又は各種ハラスメント行為など、社会的信用を失墜し、若しくは失墜させるおそれのある行為（以下「通報対象行為」という。）に関する内部通報を、組合関係者から受け付ける体制を整備し、通報対象行為に関する通報者（以下「内部通報者」という。）の保護を図りながら適切な措置を講ずることで、不正を未然に防止するとともに、競馬の公正の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「組合関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 組合職員
- (2) 組合との請負契約その他の契約に基づく事業に従事する労働者
- (3) 笠松競馬場に所属する調教師、騎手、きゅう務員
- (4) 前号に掲げるものの同居親族
- (5) その他、本要綱の目的の達成のため通報処理に係る責任者（以下「通報処理責任者」という。）が必要と認める者

(通報窓口)

第3条 通報対象行為に関する内部通報を組合関係者から受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、公正確保推進課に設置する。

- 2 組合関係者は、通報窓口において、違法性の有無に関する質問その他の内部通報に関する相談を行うことができる。

(通報処理に係る職員の責務等)

第4条 通報処理責任者は、運営監察監とする。

- 2 運営監察監に事故があるとき、又は運営監察監が欠けたときは、公正確保推進課長が通報処理責任者の職務を代理する。
- 3 通報処理に従事する職員（以下「通報処理職員」という。）及びその他通報処理に関わる職員は、内部通報に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。また、通報処理職員及びその他通報処理に関わる職員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。なお、通報処理にあたり、秘密の保持を求めた上で、必要な関係機関と情報共有することは、秘

密を漏らすことには当たらないものとする。

(内部通報者の責務)

- 第5条 内部通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で通報してはならない。
- 2 内部通報者は、客観的事実に基づき、誠実に通報しなければならない。
 - 3 内部通報者は、当該内部通報に係る調査に協力しなければならない。

(通報先及び方法)

- 第6条 組合関係者は、通報窓口に対して内部通報を行うことができる。
- 2 前項の内部通報は、文書(封書)、電子メール又はファクシミリにて行うことを原則とするが、これ以外の方法によるものも受け付けるものとする。
 - 3 前項の内部通報を受理した際は、「内部通報書」(別記様式第1号)を作成するものとする。但し、内部通報書の記載事項を具備しているものであれば、この様式によらないことができる。

(通報の受付)

- 第7条 通報処理職員は、内部通報を受けたときは、内部通報者の秘密の保持に配慮しつつ、内部通報者の氏名及び連絡先並びに当該内部通報の内容に係る事実の把握に努めるとともに、内部通報者に対し、内部通報者に対する不利益な取扱いのないこと及び内部通報者の秘密は保持されることを説明しなければならない。但し、内部通報者の連絡先が不明な場合はこの限りでなく、以降の内部通報者への通知は行わないものとする。
- 2 通報処理職員は、前項の通報を受けたときは、その都度、「内部通報管理台帳」(別記様式第2号)に必要事項を記入するとともに、通報のあった内容を通報処理責任者へ速やかに報告するものとする。
 - 3 通報処理責任者は、内部通報者に対し、内部通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を「内部通報受理・不受理通知書」(別記様式第3号)により遅滞なく通知しなければならない。

(調査の実施)

- 第8条 通報処理責任者は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、内部通報者に対し、調査を行うときはその旨及び着手の時期を、調査を行わないときはその旨及び理由を、「内部調査に基づく調査について(通知)」(別記様式第4号)により遅滞なく通知しなければならない。
- 2 調査の実施に当たっては、内部通報者の秘密を守るため、内部通報者が特定

- されないよう十分に配慮しなければならない。
- 3 通報処理責任者は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、調査結果を速やかに取りまとめ、内部通報者に対し、遅滞なく通知するよう努めなければならない。この通知は「内部通報事案に係る調査結果について（通知）」（別記様式第5）により行う。
 - 4 調査の実施において、組合関係者の協力が必要な場合は、通報処理責任者の指示に基づき、利害関係人の秘密の保持等に配慮しつつ、組合関係者に対して文書又は口頭により協力を要請するものとする。
 - 5 調査を受ける組合関係者は、正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。
 - 6 前項の組合関係者は、内部通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。

（是正措置等）

- 第9条 管理者は、前条の調査の結果、内部通報対象行為が明らかになったときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとし、必要があると認めるときは、関係機関への通報や関係者の処分を行うものとする。
- 2 管理者は、通報処理の終了後、是正措置等が十分に機能しているかについて適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たに是正措置等を講ずるよう努めなければならない。

（是正措置等の通知）

- 第10条 通報処理責任者は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、内部通報者に対し、前条の是正措置等の内容について通知するよう努めなければならない。この通知は「内部通報事案に係る是正措置等について（通知）」（別記様式第6号）により行う。

（内部通報者の保護）

- 第11条 組合関係者は、内部通報者又は相談者（通報窓口で相談した者をいう。以下同じ。）が、内部通報又は相談をしたことを理由として、当該内部通報者又は相談者に対し、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。
- 2 管理者は、内部通報又は相談をしたことを理由として内部通報者又は相談者に対し、不利益な取扱いをした者及び正当な理由なく内部通報に関する秘密を漏らした者に対し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 管理者は、通報処理の終了した後であっても、内部通報者に対し、内部通報

したことを理由とした不利益な取扱いがないこと等を適宜確認する等、内部通報者の保護に係る十分な措置を講ずるものとする。

- 4 内部通報者又は相談者は、内部通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いを受けたときその他内部通報に関して保護を必要とするときは、通報窓口に対して管理者が適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(公表)

第12条 管理者は、通報処理責任者が必要と認める事項を適宜公表するものとする。

(関係書類の管理)

第13条 内部通報に係る記録及び関係資料（以下「関係資料」という。）は、内部通報者等の秘密の保持に配慮しつつ、適正な方法で管理を行うものとする。

- 2 前項の関係書類の保存期間は、15年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、内部通報事案に関し争訟が継続している場合の当該関係書類については、保存期間を延長し、その争訟が終結するまでの間、引き続き第1項の規定により管理するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。